

令和 8 年度 那覇市
「市内事業者アジア戦略実証支援事業」
補助金 募集要領

【募集・申請受付期間】

令和 8 年 7 月 28 日（火） ～ 令和 8 年 8 月 26 日（水） 12 時まで

〈問い合わせ先・申込先〉

那覇市アジア戦略支援コンソーシアム

合同会社ラセン 担当者：木村 メールアドレス：seisho.k@rasen.okinawa

CxB DESIGN 合同会社 担当者：嵩原 メールアドレス：n.takehara@cxb-design.com

〈事業実施主体〉

那覇市 経済観光部 商工農水課

那覇市泉崎 1 丁目 1 番地 1 号 那覇市役所 6 階

担当者：運天

電話番号：098-951-3212 メールアドレス：K-SYOU001@city.naha.lg.jp

第 1. 事業の目的

本事業は、地理的優位性があるアジア諸国への那覇市内事業者が開発した商品・サービスの海外展開やビジネス実証（物品販売、現地事業者等とのパートナーシップ構築、人材確保等）を専門家による伴走支援および経費の一部補助をすることで、市内事業者の稼ぐ力を高め、市内産業・経済のさらなる活性化を図ることを目的とします。

第 2. 募集内容・補助条件

1. 採択予定件数

5 社程度（提出された申請書類等に基づき、審査委員会にて選定します）

2. 補助率および補助上限額

補助率：補助対象経費の 2 分の 1 以内で上限 50 万円以内の補助を行います。

3. 補助事業実施期間

交付決定通知日（2026 年 9 月予定）から 2027 年 2 月 19 日（金）まで

第 3. 事業の流れ

本事業の応募受付、審査サポート、及び採択後の伴走支援実務は、那覇市より委託を受けた那覇市アジア戦略支援コンソーシアム（以下「事務局」という）が実施します。当事務局は以下の体制を構築し、各事業者の個別課題に応じた伴走支援と補助金事務サポートを一体的に行います。

【那覇市アジア戦略支援コンソーシアム】

代表企業：合同会社ラセン（全体統括） 実証先国（台湾・韓国等）の現地経済団体やバイヤーとの商談調整、及び商流・物流構築の総括を担います。

構成企業：CxB DESIGN 合同会社（全体監修） 中小企業診断士の専門知見を活かし、事業者の計画策定支援や、現地適応（マーケティング）に関する助言を行います。

【事業フロー図】

	市内事業者（申請者）	コンソーシアム事務局（JV）	那覇市役所（商工農水課）
【事前相談】	①【事前相談と課題構造化】		
【公募・申請・審査】	②【交付申請書一式の提出】	③【一次確認と是正指導、引継ぎ】	④【選定審査委員会の開催】
【交付決定】	⑥【決定受領、実証準備・指導】		⑤【補助金交付決定通知の発出】
【実証・伴走実施】	⑦【海外実証テスト・専門家伴走・現地同行】		
【実績報告・精算】	⑧【実績報告書の提出】	⑨【実績額確定検査】	
【受領・フォロー】	⑪【証票5年保存 & 3年間の事業状況報告】		⑩【確定通知および支払・受領】

第 4. 申請資格

応募対象者は、アジア地域（台湾・韓国）への海外展開戦略実証に取り組む意欲があり、以下のすべての要件を満たす事業者とします。

1. 中小企業者であること

那覇市中小企業振興基本条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定される中小企業者（市内に事務所又は事業所を有するもの）であり、かつ中小企業支援法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに定める以下の基準（資本金または従業員数）のいずれかを満たすこと。

	主たる事業として営む業種	資本金・出資総額 の基準	常時使用する従業員数 の基準
1	製造業、建設業、運輸業、その他業種 （下記 2～7 を除く）	3 億円以下	300 人以下
2	卸売業	1 億円以下	100 人以下
3	サービス業（下記 6、7 を除く）	5,000 万円以下	100 人以下
4	小売業	5,000 万円以下	50 人以下
5	ゴム製品製造業 （自動車・航空機用タイヤ/チューブ・工業用ベルトを除く）	3 億円以下	900 人以下
6	ソフトウェア業 又は 情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
7	旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

2. その他の必須要件

- （1）本事業に関する経理事務等について、帳簿や証拠書類を適切に処理・管理する能力を有すること。
- （2）市町村税（市税等）に滞納がないこと。
- （3）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- （4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する営業を行っていないこと。
- （5）申請者（法人の場合はその役員等を含む）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条および那覇市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団等、若しくはそれらの利益となる活動を行うものでないこと（那覇市が警察署等へ照会することに承諾できること）。
- （6）本事業と同一の事業計画において、国（独立行政法人含む）や沖縄県等から他の補助金・助成金の交付を受けていない、又は受けることが決定していないこと。
- （7）事業実施後において、補助事業の完了した年度の翌年度以降 3 年間、事業化状況等の報告書（第 17 号様式）の提出義務に応じること。

第 5. 補助対象経費および対象外経費

補助対象となる経費は、補助事業に直接関連し、支払いの実績（領収書等）が証明できる以下

の経費（すべて**税抜額**をベースに算出）に限ります。

1. 補助対象経費（別表第5条第2項関係）

経費区分	対象経費
① 海外旅費	現地パートナーとの関係構築・実証商談等に必要な「航空運賃」および「宿泊料」のみ（ホテルパックも可）。 ※人数は2人以内、期間は7泊8日以内とする。 ※航空運賃等の支払いにおいては、搭乗証明書（半券等含む）の提出が必須となります。 ※宿泊費は、実績額と那覇市が規定する以下の「宿泊料金表（海外）上限額」を比較し、いずれか低い方の金額（税抜）を適用します。
② 印刷製本費	ポスター、パンフレット、パネル等の作成費。 ※他事業へ転用のきかない「汎用性がないもの」に限り、作成物に「本事業名」を記載すること。
③ 試供品等作成経費	訪問先（商談先）の参加人数等を考慮した、最低限の試供品製品作成費。 ※自社製造品の場合は、「原材料費等の原価のみ」が対象となり、社内人件費や社内利益等は
④ 送料	商談用サンプルや現地配布資料などを現地へ送付するための送料・運送費。
⑤ 翻訳・通訳費	実証商談や資料翻訳に直接必要となる外部翻訳・通訳専門家への支払経費。
⑥ その他経費	上記のほか、アジア戦略実証の遂行に市長が特に必要と認める経費。

※【那覇市規定：海外宿泊料金上限額（1泊あたり）】

指定都市（シンガポール／ロンドン／パリ／ニューヨーク／ロサンゼルス等）：19,300 円

甲地方（北アメリカ／ハワイ／グアム／西ヨーロッパ／中近東地域）：16,100 円

乙地方（上記・下記以外のすべての地域（韓国含む））：12,900 円

丙地方（中国（台湾含む）／インド／メキシコ／南米／アフリカ）：11,600 円

【補助対象外経費】

以下の経費は、補助対象外経費となります。

- (1) 本補助金の事業提案（申請書等作成）にかかった経費。
- (2) 申請者自社の社員の人件費（出張手当等も含む）。
- (3) 事業目的（アジア戦略実証）以外の用途に用いられた経費。
- (4) 支出の根拠（見積書・請求書・領収書等の一連の帳票）が不明確な経費、会計処理や使途が不適切な経費。
- (5) 交際費（バイヤーへの贈呈用の手土産、現地関係者との懇親会費・食費等すべて）。

- (6) 食糧費（出張中の自社社員の食事、飲料、お茶、原材料以外の食材料費等すべて）。
- (7) 既に国、沖縄県、他の市町村、公益法人等から同種の補助金・助成金の交付決定を受けている、または予定されている経費。
- (8) 補助事業実施期間外（交付決定前、または2027年2月19日の期限より後）に要した経費。
- (9) 他の自社事業等と明確な区分・按分が困難な経費。
- (10) 汎用性のある印刷・制作物（商談会名や日付、本事業名の記載がなく、他事業でも使い回しができるポスターや試供品等）。
- (11) 公的な資金の用途として、社会通念上不適切と認められる経費。

第6. 採択企業向け「伴走支援メニュー」

採択された5社には、補助金及び事務局による以下の伴走支援を実施します。

1. 専門家の選定（1社あたり計8時間：2時間×4回程度）

海外展開・商流構築：現地商流構築、資金調達支援など。

経営戦略・ローカライズ：中小企業診断士による事業計画策定・マーケティング支援など。

現地法規制・貿易実務：各社の商材に合わせ、台湾の成分規制（食品衛生法等）や韓国のMFDS対応、小口混載物流、専門通訳などの外部専門家を適宜配置。

2. 実証先国（台湾・韓国等）との調整・マッチング

台湾のIEAT（台北市進出口商業同業公會）、韓国のIBITA（国際美容産業貿易協会）等の連携ネットワークをフル活用し、事前の成分チェックやパッケージ規制のクリア指導を行った上で、確度の高い現地バイヤーとの商談・訪問日程を調整します。

現地アライアンス組織の概要（超簡潔・要約版）

■組織の概要：

※IEAT（台北市進出口商業同業公會）

会員企業6,700社余りを擁する台湾最大の貿易団体。会員の過半数を占める約3,600社の輸入卸業者ネットワークによるパートナー作りを後押しします。

※IBITA（国際美容産業貿易協会）

韓国のビューティー・コスメ産業の海外展開を牽引する、美容産業専門の公認団体です。メーカーや流通バイヤー、OEM/ODM等とのネットワークを活用し、化粧品や健康素材の供給、共同開発等のマッチングを後押しします。

3. 現地への同行支援

事業者が実際に現地渡航を行う際、事務局の実務スタッフ・専門家に加え、那覇市の行政担当職員も現地へ直接同行します。言語や商習慣の壁をフォローし、具体的な契約交渉やプレゼンテーションの場に直接立ち会うことで、公的信用をもって海外展開を後押しします。

第 7. 公募から精算までの手続き・重要ルール

1. 申請相談における「側面支援」の実施

公募期間中、事務局による申請相談を実施します。ただし、公平・公正な選定の観点から事務局が事業計画書等を直接代筆する等の関与は行いません。参考資料の提示やフォーマットへの入力誘導といった「側面的なサポート」に徹します。なお、採択事業者に関しましては事業計画のブラッシュアップ支援を行います。

2. 計画変更等の「事前承認」義務

交付決定後に、やむを得ない事情等により事業内容や経費の内訳を変更する場合は、あらかじめ「計画変更承認申請書（第 8 号様式）」を提出し、那覇市の承認を得る必要があります。 ※ただし、「対象経費の区分間における総額 2 割以内の配分額の変更」などの軽微な変更を除きます。事前承認を得ずに無断で予算流用や計画変更を行った場合は、補助金が交付されない、または取り消される場合があります。

3. 事業完了後の「実績報告（完了後 30 日以内）」

補助事業が完了したとき、若しくは事業廃止の承認を受けた日から起算して 30 日以内、または別途指定される完了期日のいずれか早い日までに、実績報告書（第 13 号様式）およびすべての領収書・証拠書類・搭乗証明書（旅費を含む場合）等の証憑類を提出しなければなりません。

4. 確定通知と精算払い手続き

実績報告書及び証憑類の検査を経て補助金額の確定通知を受けた後に、精算払請求書（第 15 号様式）を市長宛てに提出していただきます。

5. 消費税等仕入控除税額の返還報告義務

交付申請時、または実績報告時に消費税等仕入控除税額（仕入れに係る消費税額控除分に相当する補助金返還額）が確定していない場合は、確定後に速やかに「消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（第 16 号様式）」を提出し、国庫補助（一括交付金）ルールに基づき、速やかに市長へ補助金相当額を返還しなければなりません。

6. 会計帳簿および「証票書類の 5 年間保存」義務

本事業は沖縄振興特別推進市町村交付金（一括交付金）を原資としています。補助事業者は本事業に係るすべての会計帳簿および証拠書類（見積書、発注書、納品書、請求書、領収書、クレジットカード明細など）を、他の経理と明確に区分して整理し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して「5 年間」保存し、那覇市からの要求があった場合はいつでも閲覧に供さなければなりません。

第 8. 選定評価（審査）基準

那覇市が設置する審査委員会により以下の視点に基づき評価を行い、5 社程度を採択します。

1. **商品・サービスの充実度：** 商品・サービスの品質が海外市場に適応可能であり、時流や新規性、現地消費者ニーズを捉えているか。
2. **戦略・スケジュールの妥当性：** 実証準備、海外への渡航、実績報告までの工程が、2027 年 2 月末までの期間内に無理なく確実に終了するスケジュールになっているか。

3. **成果目標の妥当性：** 本事業を通じて得られる成果目標が具体的に設定されているか。
4. **実施に対する意欲および継続性：** 事業に対する高い意欲（本事業を活用して将来どのように海外展開を広げていくか）があり、事業終了後も継続した海外展開が見込まれる事業内容になっているか。
5. **支援の必要性および経費の妥当性：** 対象経費が適正かつ必要最小限に積算されているか。また、企業の決算書等から判断して、本事業による専門家伴走や旅費補助の支援を行う必要性が高いか。

なお、審査委員会では、提出された書類に基づいたプレゼンテーションを行っていただき、その内容を審査します。プレゼンテーションは9月1日（火）もしくは2日（水）を予定しておりますが、変更の可能性があります。

第9. 申請時に必要な提出書類（原本1部、原本PDFデータ1セット）

申請を希望する事業者は、以下の書類をすべてファイル等に綴り、タブ（インデックス）を貼付した上で、窓口へ直接持参または郵送にて提出してください（メール、FAXによる提出は不可）。

1. 第1号様式：補助金交付申請書
2. 第2号様式：誓約書
3. 第3号様式：会社概要書
4. 第4号様式：事業概要書
5. 第5号様式：対象経費内訳書
6. 定款の写し（※個人事業主の場合は「個人事業の開業届」の写し）
7. 直近1ヵ年の決算書（損益計算書、貸借対照表などの写し。個人事業主の場合は「直近1ヵ年の確定申告書」の写し）
8. 履歴事項全部証明書（法人のみ。3ヵ月以内に発行された原本）
9. 営業証明書（個人事業主や、本社が市外にあり実質的な事業所が那覇市内にある場合等）
10. 市税納税証明書（税額表示なし）（1ヵ月以内に発行された完納証明書）
11. 商品・サービスのパンフレット等内容がわかるもの

※もし商品に美容・健康等の「効果効能」等を謳う表現がある場合は、客観的な第三者機関の調査報告書など、科学的根拠となるエビデンス資料を必ず添付すること。

12. 対象経費の「見積書」および算定根拠資料（旅費パックや航空券検索結果の画面コピー等を含む）。